

令和 8 年 6 月 5 日 招集

唐津市議会定例会提出議案

唐 津 市

議 案 目 次

議案第 68 号	令和 8 年度唐津市一般会計補正予算	（別冊）
議案第 69 号	令和 8 年度唐津市介護保険特別会計補正予算	（別冊）
議案第 70 号	唐津市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	1
議案第 71 号	唐津市税条例の一部を改正する条例制定について	3
議案第 72 号	唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	9
議案第 73 号	排水ポンプ車購入契約締結について	11
議案第 74 号	水槽付消防ポンプ自動車購入契約締結について	12
議案第 75 号	唐津市立小中学校学習用タブレット端末購入契約締結について	13
議案第 76 号	唐津市清掃センター機器更新工事請負契約締結について	14
議案第 77 号	唐津市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	15
議案第 78 号	唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	21
報告第 5 号	令和 7 年度唐津市一般会計継続費繰越計算書の報告について	27
報告第 6 号	令和 7 年度唐津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	29
報告第 7 号	令和 7 年度唐津市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	38
報告第 8 号	令和 7 年度唐津市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	40
報告第 9 号	令和 7 年度唐津市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	42
報告第 10 号	令和 7 年度唐津市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	44
報告第 11 号	令和 7 年度唐津市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	46

報告第 1 2 号	令和 7 年度唐津市工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について	5 0
報告第 1 3 号	令和 7 年度唐津市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	5 2
報告第 1 4 号	令和 7 年度唐津市モーターボート競走事業会計継続費繰越計算書の報告について	5 7
報告第 1 5 号	令和 7 年度唐津市モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告について	5 9
報告第 1 6 号	専決処分の報告について (その 1)	6 1
報告第 1 7 号	専決処分の報告について (その 2)	6 3

議案第70号

唐津市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
唐津市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市印鑑条例の一部を改正する条例

唐津市印鑑条例（平成17年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第2条第7項に規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加え、「以下「個人番号カード」を「以下これらを「個人番号カード等」に、「個人番号カードを」を「個人番号カード等を」に改める。

第13条第1号及び第15条中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 1 号

唐津市税条例の一部を改正する条例制定について
唐津市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 5 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 地方税法等の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市税条例の一部を改正する条例

唐津市税条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「又は金銭」を削り、同項第3号中「第78条第2項第2号及び第3号」を「第78条第2項第2号から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同号イを次のように改める。

イ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は同法附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第34条の7第1項第3号ウ中「又は金銭」を削り、同条第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者

又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優

良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第63条の改正規定及び附則第6項の規定 令和9年4月1日

(2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに附則第5項の規定
令和10年1月1日

(市民税に関する経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の唐津市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項第3号の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の唐津市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例附則第7条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17

項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 5 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の唐津市税条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 6 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の唐津市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第72号

唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

唐津市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第337号）の一部を次のように改正する。

第21条中「葬祭補償として315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の唐津市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第21条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた唐津市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

（補償の内払）

- 3 令和8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の唐津市消防団員等公務災害補償条例第21条の規定に基づく葬祭補償（令和8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例第21条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

議案第73号

排水ポンプ車購入契約締結について

排水ポンプ車購入契約を次のとおり締結するものとする。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

- 1 契約の目的 排水ポンプ車（1台）購入
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金67,112,520円
- 4 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
クボタ環境エンジニアリング株式会社九州支店
支店長 長 濱 励

提案理由 地方自治法第96条第1項第8号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

議案第74号

水槽付消防ポンプ自動車購入契約締結について
水槽付消防ポンプ自動車購入契約を次のとおり締結するものとする。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

- 1 契約の目的 水槽付消防ポンプ自動車（1台）購入
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金82,390,000円
- 4 契約の相手方 佐賀県唐津市本町1946番地3 大西ビル401
株式会社サガハツ唐津営業所
所長 無 津 呂 明 彦

提案理由 地方自治法第96条第1項第8号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

議案第75号

唐津市立小中学校学習用タブレット端末購入契約締結について
唐津市立小中学校学習用タブレット端末購入契約を次のとおり締結するものとする。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

- 1 契約の目的 唐津市立小中学校学習用タブレット端末（11,105台）
購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 金707,888,225円
- 4 契約の相手方 佐賀県唐津市和多田用尺12番39号
株式会社学映システム唐津営業所
代表取締役 岡 村 祐 臣

提案理由 地方自治法第96条第1項第8号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

議案第76号

唐津市清掃センター機器更新工事請負契約締結について
唐津市清掃センター機器更新工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契約の目的 | 唐津市清掃センター機器更新工事 |
| 2 | 工事の内容 | 機器更新工事 一式 |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 | 契約金額 | 金537,130,000円 |
| 5 | 契約不適合責任期間 | 1年 |
| 6 | 契約の相手方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1
JFE環境テクノロジー株式会社
代表取締役 渡 辺 重 世 |

提案理由 地方自治法第96条第1項第5号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

議案第 77 号

唐津市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

唐津市長 峰 達 郎

唐津市条例第 号

唐津市税条例の一部を改正する条例

唐津市税条例（平成 17 年条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の2（見出しを含む。）中「取得する3輪以上の軽自動車」を「所有する軽自動車等」に、「環境性能割」を「軽自動車税」に改める。

第81条の2の2から第81条の8までを削る。

第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第81条の2の2」を「第81条の2」に、「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の

適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第16項を第13項とし、第17項を第14項とし、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24

項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を

削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3から第17条までの規定中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の唐津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 6 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 7 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(唐津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 8 唐津市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 9 項中「の種別割」を削る。

議案第 78 号

唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

唐津市長 峰 達 郎

唐津市条例第 号

唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

唐津市国民健康保険税条例（平成 17 年条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 2 項ただし書中「66 万円」を「67 万円」に改め、同条第 3 項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加える。

第9条の2の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について940円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について60円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 600円

(2) 特定世帯 300円

(3) 特定継続世帯 450円

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「」並びに」を「）、」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について658円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について42円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 420円

(イ) 特定世帯 210円

(ウ) 特定継続世帯 315円

第23条第1項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について470円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について30円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 300円

(イ) 特定世帯 150円

(ウ) 特定継続世帯 225円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について188円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 120円

(イ) 特定世帯 60円

(ウ) 特定継続世帯 90円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 141円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 235円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 376円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 470円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の

12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の唐津市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後

の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第5号

令和7年度唐津市一般会計継続費繰越計算書の報告について
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、同項の規定により報告する。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和7年度 唐津市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国県支出金	特定財 地方債	源 その他
2	総務費	1 総務管理費	1,390,320,000	192,594,000	192,594,000	127,939,483	64,654,517	64,654,517					64,654,517
9	消防費	1 消防費	231,250,000	60,298,000	60,298,000	550,000	59,748,000	59,748,000					59,748,000
10	教育費	3 中学校	3,737,936,000	1,455,543,000	1,682,833,111	1,104,284,351	578,548,760	578,548,760			547,200,000		31,348,760

報告第6号

令和7年度唐津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により次のとおり
予算繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146
条第2項の規定により報告する。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和7年度 唐津市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入 特定財源		未収入 一般財源		
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2	3	戸籍住民基本台帳事務費	5,260,000	5,260,000						1,000
3	1	旧障害者福祉会館解体事業費	122,144,000	122,144,000				122,144,000		
		国民年金事務費	801,000	801,000		801,000				
		地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	12,675,000	12,675,000		12,675,000				
		肥前町老人憩の家費	1,710,000	1,710,000					1,710,000	
		肥前町福祉センター費	19,624,000	19,624,000					19,624,000	
		新肥前福祉センター整備事業費(仮称)	35,788,000	35,788,000					35,788,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 特定財源				その他
						国庫支出金	県支出金	地方債		
3 民 生 費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当 支給事業費	370,000,000	8,040,000	8,040,000					
		物価高対応子育て応援手当 支給事業費	8,787,000	3,925,000	3,925,000					
		会計年度任用職員給与費 (物価高対応子育て応援手当分)	1,216,000	121,000	121,000					
4 衛 生 費	1 保健衛生費	飲用井戸水利用者支援金	13,290,000	10,323,000	10,323,000					
		会計年度任用職員給与費 (飲用井戸水利用者支援金分)	1,014,000	619,000	619,000					
		し尿汲み取り等手数料補助金	51,529,000	24,433,000	24,433,000					
3 民 生 費	2 清掃費	会計年度任用職員給与等 (し尿汲み取り等 手数料補助金分)	1,014,000	737,000	737,000					
		清掃センター維持管理業務費	8,676,000	8,676,000	8,676,000				8,676,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 特定財源				その他
						国庫支出金	県支出金	地方債		
6 農林水産業費	1 農業費	さが園芸事業補助金	3,564,000	3,564,000		2,970,000		594,000		
		園芸産地強化・整備 支援事業補助金	227,959,000	227,959,000		206,281,000		21,678,000		
		地域農業水利施設 ストックマネジメント事業費	8,456,000	8,188,000			6,800,000		1,388,000	
		農村地域防災減災事業費	124,450,000	118,079,000		116,853,000			1,226,000	
		浜玉地区農業用水再編事業費	72,898,000	72,898,000		72,898,000				
		鳴神公園整備事業費	24,144,000	24,111,000			22,600,000		1,511,000	
		旧呼子線橋りょう撤去事業費	16,084,000	11,269,000			10,100,000		1,169,000	
	2 上場開発費	農業用排水（基幹水利） 施設管理事業費	35,000,000	15,386,000		10,083,000			5,303,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入 特定財源			その他	
						国庫支出金	県支出金	地方債		
6 農林水産業費	3 林業費	林道向野線開設事業費	10,400,000	9,809,000		6,370,000	3,000,000			439,000
		漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業費	8,629,000	8,629,000				8,629,000		
	4 水産業費	海業振興支援事業費	157,500,000	157,500,000		136,500,000		21,000,000		
		漁港施設維持補修費	23,939,000	23,878,000					23,878,000	
7 商工費	1 商工費	神集島漁港改修事業費	95,498,000	90,047,000		51,150,000	35,000,000	200,000		3,697,000
		串浦漁港改修事業費	31,000,000	31,000,000		15,000,000	16,000,000			
		馬渡島漁港改修事業費	188,196,000	188,167,000		141,606,000	43,300,000	3,207,000		54,000
		市民応援商品券事業費(物価対応)	1,270,152,000	1,269,979,000		1,223,104,000				46,875,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入 特定財源			その他	
						国庫支出金	県支出金	地方債		
7 商工費	1 商工費	観光文化施設管理費	7,799,000	7,799,000						7,799,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持改良費	120,000,000	105,085,000	1,896,000		2,000,000			101,189,000
		七ツ釜線道路改良費	15,750,000	15,750,000	7,650,000		8,100,000			
		唐津駅旭が丘線道路改良費	35,700,000	35,700,000	18,906,000		15,100,000			1,694,000
		東町和多田線道路改良費	73,320,000	68,209,000	35,461,000		29,400,000			3,348,000
		二タ子衣干線道路改良費	55,580,000	55,580,000	29,930,000		24,500,000			1,150,000
		東宇木線道路改良費	15,750,000	15,750,000	7,650,000		8,100,000			
		東山本十三号線道路改良費	12,664,000	12,664,000	6,164,000		6,500,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						一般財源
					既収入 特定財源	未収入 特定財源			その他		
						国庫支出金	県支出金	地方債			
8 土木費	2 道路橋りょう費	岩屋本山線道路改良費	29,010,000	28,986,000		15,186,000		13,800,000			
		天徳の丘公園2号線道路改良費	15,926,000	13,680,000	3,004,000		10,100,000				576,000
		下牟田部線道路改良費	112,843,000	112,843,000	44,340,000		65,500,000				3,003,000
		橋りょう長寿命化事業費	189,143,000	158,966,000	81,849,000		67,300,000		742,000		9,075,000
		道路舗装改良費	31,000,000	23,603,000			21,200,000		2,302,000		101,000
3 河川費		排水路整備費	85,000,000	69,349,000				69,300,000			49,000
		舞鶴海浜公園園路整備事業費	7,798,000	7,798,000	2,824,000		4,500,000				474,000
		都市公園施設長寿命化事業費	11,600,000	11,600,000	5,500,000		6,100,000				

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 特定財源				その他
						国庫支出金	県支出金	地方債		
8 土木費	5 都市計画費	松浦河畔公園再整備事業費	226,349,000	226,349,000		64,724,000	58,300,000	103,325,000		
	6 住宅費	市営住宅等長寿命化事業費	41,465,000	41,465,000	10,261,000		31,200,000		4,000	
9 消防費	1 消防費	消防ポンプ格納庫建設費	36,465,000	23,000,000			23,000,000			
		防火水槽工事費	28,809,000	17,419,000			16,900,000		519,000	
10 教育費	2 小学校費	旧野小解体 小学事業費	8,326,000	8,326,000				8,326,000		
	3 中学校費	旧神集島中 学舎費	62,486,000	61,886,000			55,300,000	6,586,000		
11 災害復旧費	5 保健体育費	唐津市文化体育館整備費	49,906,000	35,206,000					35,206,000	
	1 農林水産施設 災害復旧費	令和7年災害農地・農業用施設 復旧費（令和6年発生災）	126,472,000	109,011,000	106,815,000		400,000	1,284,000	512,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入 特定財源			その他	
						国庫支出金	県支出金	地方債		
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	令和7年災害農地・農業用施設 復旧費（令和5年発生災）	2,132,986,000	1,945,304,000	1,869,104,000		12,200,000	19,556,000	44,444,000	
		令和7年災害林業施設復旧費	169,500,000	156,353,000	60,533,000		41,900,000		53,920,000	
	2 土施設 災害復旧費	令和7年災害土木施設復旧費	149,089,000	140,576,000	28,752,000		46,000,000		65,824,000	
		令和7年災害土木施設復旧費 （令和5年発生災）	958,134,000	939,068,000	690,935,000		183,400,000		64,733,000	
		令和7年災害土木施設復旧費 （令和3年発生災）	67,563,000	67,563,000	25,530,000		12,700,000		29,333,000	

報告第7号

令和7年度唐津市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により
次のとおり予算繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第150条第3項の規定により報告する。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和7年度 唐津市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
2	総務費	新唐津市民会館(仮称)整備事業Ⅱ	10,183,286,343	2,036,003,543	8,147,282,800		8,147,282,800				予期せぬ地下埋設物の撤去が生じたこと、法改正による電気機器、空調機器の新基準対応等により不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
6	農林水産業費	農村地域防災減災事業費	94,184,800	87,186,100	6,998,700		6,998,700				漆地区の谷頭ため池の改修工事において、農業用水利用時期である4月から9月までは工事を実施できず、また、入札の不調により事業開始が遅れ、年度内の完了が困難となったため
8	土木費	石原線道路改良費	30,886,306	14,585,306	16,301,000		16,301,000		16,300,000	1,000	掘削工事を行ったところ、当初想定していなかった転石が多数確認され、その撤去作業に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったため
		橋りょう長寿命化事業	285,943,731	205,973,731	79,970,000		79,970,000		77,830,576	2,139,424	原地区の半田川橋の工事において、同一時期に災害復旧等による他の工事件数が多かった影響で入札不調が続いた結果、事業開始が遅れ、年度内の完了が困難となったため
11	災害復旧費	令和6年災害土木施設復旧費(令和5年発生災害)	1,988,096,708	1,572,180,648	415,916,060		415,916,060		80,100,000	335,816,060	令和5年7月豪雨による被災箇所について順次工事を進めていたが、同一時期に災害復旧等による他の工事件数が多かった影響で計画どおりに資材や人材を確保できず、年度内完了が困難となったため

報告第8号

令和7年度唐津市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により次のとおり
予算繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146
条第2項の規定により報告する。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和7年度 唐津市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源		地方債	その他	
						国庫支出金	県支出金			
1 総	2 徴	国民課税 健康保険 徴収事務 費	627,000 円	627,000 円	627,000 円					

報告第9号

令和7年度唐津市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和7年度 唐津市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			その他	
						国庫支出金	県支出金	地方債		
1 総	2 徴収費	徴収事務費等	924,000	901,000						901,000

報告第10号

令和7年度唐津市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定
により次のとおり予算繰越しをしたので、同項の規定により報告する。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和7年度 唐津市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に 係る繰越額を要する 棚卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				国庫補助金	企業債	当年度損益 剰上留保資金	
1	1	資本的支出建設改良費 和多田中継ポンプ場 整備事業(建築工事)	円 134,662,000	円 48,862,000	円 48,862,000	円	円 48,862,000	円 48,862,000	円 13,192,000	円 35,000,000	円 670,000	円	
1	1	資本的支出建設改良費 和多田中継ポンプ場 整備事業(機械工事)	円 106,865,000	円 42,823,000	円 42,823,000	円	円 42,823,000	円 42,823,000	円 11,562,000	円 31,000,000	円 261,000	円	

報告第 1 1 号

令和 7 年度唐津市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 1 項の規定により次の
とおり予算繰越しをしたので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 5 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和7年度 唐津市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要する繰越限度額	明 説
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1 多田大土井地区老朽管改良(7-1)工事	85,000,000		85,000,000	14,300,000	47,000,000	2,100,000	21,600,000			水道管布設に伴う開削箇所において、当初計画で想定していなかった硬岩が出土したため、この破碎作業に不測の日数を要したことから年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 多田大土井地区老朽管舗装復旧工事	6,600,000		6,600,000				6,600,000			関連工事である和多田大土井地区老朽管改良(7-1)工事の繰越しに伴い、舗装復旧工事についても年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 千代田町地区舗装復旧(7-1)工事	55,000,000		55,000,000				55,000,000			地元調整及び隣接した別事業との工程調整に時間を要したため、本工事の年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 大手口佐志線(4工区)無電柱化推進計画事業に伴う水道施設更新事業	95,000,000		95,000,000	16,500,000			78,500,000			県事業である水路の布設について、当初の想定以上の地下水が確認されたことにより一部仮設工法の見直しが必要となったため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 和多田大土井地区ほか舗装復旧工事	4,000,000		4,000,000	375,000			3,625,000			国の補助金交付決定が令和8年3月11日であったことで、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 西唐津地区舗装復旧工事	18,500,000		18,500,000	4,500,000	11,000,000		3,000,000			国の補助金交付決定が令和8年3月11日であったことで、年度内の事業完了が困難となったもの

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰上り資産の棚卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	建設改良費	20,500,000		20,500,000	4,375,000	12,000,000		4,125,000			国の補助金交付決定が令和8年3月11日であったことと、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	和歌山地区舗装復旧工事	2,000,000		2,000,000	250,000			1,750,000			国の補助金交付決定が令和8年3月11日であったことと、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	温石山系老朽管業務細設計	24,000,000		24,000,000	4,750,000			19,250,000			国の補助金交付決定が令和8年3月11日であったことと、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	徳武系老朽管業務細設計	19,000,000		19,000,000	3,750,000			15,250,000			国の補助金交付決定が令和8年3月11日であったことと、年度内の業務完了が困難となったもの
1	資本的支出	和多田大土井地区老朽管改良工事	62,000,000		62,000,000	20,000,000	34,000,000		8,000,000			国の補助金交付決定が令和8年3月11日であったことと、年度内の業務完了が困難となったもの
1	資本的支出	西浜町地区老朽管改良工事	900,000		900,000	300,000			600,000			国の補助金交付決定が令和8年3月11日であったことと、年度内の業務完了が困難となったもの
1	資本的支出	特定環境保全公共下水道事業(麻木地区)に伴う配水管移設(7-1)工事	21,000,000		21,000,000		16,100,000		4,900,000			隣接した下水道事業の舗装復旧工事との工程調整の結果、同時施工による交通渋滞を回避するため、本工事の着手までに時間を要したため、年度内の事業完了が困難となったもの

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越に係る繰越資産の棚卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1 横田川広域河川改修事業に伴う配水管移設(7-1-1)工事	28,000,000		28,000,000			24,000,000	4,000,000			県発注の附帯工事完了後に着手予定としていたが、県の工事が想定した工期内に完成できず、本工事の着手までに時間を要したため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 久里第1浄水場再構築事業(設計・施工一括)	59,950,000		59,950,000		43,000,000		764,000			国の補助金交付決定が令和8年3月11日であったことで、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 伊岐佐加庄ポンプ所(仮設)新設工事	10,934,000		10,934,000		7,000,000		289,000			入札不調により、契約までに時間を要し、本工事の年度内の事業完了が困難となったもの

報告第12号

令和7年度唐津市工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により次の
とおり予算繰越しをしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和7年度 唐津市工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越額を要する備入限度額	明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金		
1	1	唐津市工業用水道水利使用許可申請書(更新)作成業務	円 4,895,000	円	円 4,895,000	円	円	円	円 4,895,000	円	令和8年度に水利権の更新を予定しており、許可申請書の作成に6か月程度の期間を要するが、国との協議の中で令和8年7月までに申請書の提出を求められたため、業務を前倒しで発注したため、

報告第13号

令和7年度唐津市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により次の
とおり予算繰越しをしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和7年度 唐津市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要する額	明 説
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	和多田処理区汚水管きよ更生(7-20)工事	45,100,000		45,100,000		45,100,000					管路点検調査において、下水コンクリート管の一部に劣化が確認されたため、工事を発注したが、材料生産に日数を要することから、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	原中継ポンプ場No.1ポンプ取替工事	6,534,000		6,534,000		6,500,000		34,000			令和8年2月にマンホールポンプが故障したが、製作に日数を要するため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	汚水管路施設改築実施	40,000,000		40,000,000		40,000,000					マンホール更新に当たり、調査の結果布設替えから更生に工法変更することになったことで追加調査が発生したため、年度内の業務完了が困難となったもの
1	資本的支出	ストックマネジメント調査診断業務(管路)	20,000,000		20,000,000	9,616,850			10,383,150			進捗状況を踏まえ事業計画の再検討を行い、令和8年度当初予算へ計上していた事業を前倒しで実施することとなったもの
1	資本的支出	千代田町雨水マンホール蓋取替(7-1)工事	1,133,000		1,133,000				1,133,000			地元調整及び隣接した別事業との工程調整に時間を要したため、本工事の着手が遅れ、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	瀬木汚水幹線布設(7-1)工事	19,484,300		19,484,300	4,871,075	14,600,000		13,225			進捗状況を踏まえ事業計画の再検討を行い、令和8年度当初予算へ計上していた事業を前倒しで実施することとなったもの

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰上り資産の棚卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益剰余金			
1	資本的支出	1 廠木汚水幹線布設(7-2)工事	20,000,000		20,000,000	5,000,000	15,000,000					進捗状況を踏まえ事業計画の再検討を行い、令和8年度当初予算へ計上していた事業を前倒しで実施することとなったもの
1	資本的支出	1 廠木汚水幹線舗装復旧(7-3)工事	14,246,366		14,246,366	3,095,275	11,100,000		51,091			進捗状況を踏まえ事業計画の再検討を行い、令和8年度当初予算へ計上していた事業を前倒しで実施することとなったもの
1	資本的支出	1 唐津線多久・廠木間20k661m付近汚水管築造工事負担金	144,617,000		144,617,000	45,000,000	63,500,000		36,117,000			本工事に必要となる推進機器の調達に時間を要し、着工が遅れたため年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 簗木マンホールポンプ機械設備工事	9,000,000		9,000,000	2,250,000	6,700,000		50,000			進捗状況を踏まえ事業計画の再検討を行い、令和8年度当初予算へ計上していた事業を前倒しで実施することとなったもの
1	資本的支出	1 簗木マンホールポンプ電気設備工事	9,000,000		9,000,000	2,250,000	6,700,000		50,000			進捗状況を踏まえ事業計画の再検討を行い、令和8年度当初予算へ計上していた事業を前倒しで実施することとなったもの
1	資本的支出	1 町切汚水枝線布設(7-2)工事	10,000,000		10,000,000		10,000,000					民地への公共施設設置において設置場所及び支障物件の復旧方法について地権者との調整に時間を要したため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 特定環境保全公共下水道事業(簗木地区)に伴う水道配水施設移設費用負担金	15,000,000		15,000,000		15,000,000					近隣の別事業との工程調整の結果、同時施工による交通渋滞を回避するため、本工事の着手を後ろ倒しにしたため工期内完成が困難となったもの

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰上り資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益剰余金			
1	資本的支出	相知雨水幹線整備工事 (7-2)工	13,200,000		13,200,000		13,200,000					本工事の着手に先立ち、支障となることがある個人所有物の除去が必要であったが、期日までに除去されず、工期内完成が困難となったもの
1	資本的支出	雨水幹線整備事業	7,180,000		7,180,000		3,500,000		90,000			周辺地形の精査により設計条件の整理に時間を要し、関係機関との協議が遅延したことから、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	湊地区第7号MP場 No.1ポンプ取替工事	1,122,000		1,122,000				1,122,000			令和8年1月にマンホールポンプが故障したが、製作に日数を要するため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	湊地区第8号MP場 No.1ポンプ取替工事	880,000		880,000				880,000			令和8年1月にマンホールポンプが故障したが、製作に日数を要するため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	唐ノ川地区第7号MP場 No.1ポンプ取替工事	1,617,000		1,617,000				1,617,000			令和8年2月にマンホールポンプが故障したが、製作に日数を要するため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	湊浄水センターNo.1 ばっき攪拌装置取替工事	10,219,000		10,219,000				10,219,000			令和8年3月に攪拌装置が故障したが、製作に日数を要するため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	加部島浄水センター 散水ポンプ取替工事	693,000		693,000				693,000			令和8年3月に散水ポンプが故障したが、製作に日数を要するため、年度内の事業完了が困難となったもの

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越に係る繰上り資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	維持管理適正化計画策定業務	8,641,000		8,641,000	8,360,000			281,000			県の補助金交付決定が令和8年2月18日であったことで、年度内の業務完了が困難となったもの
1	資本的支出	高串地区マンホールポンプ機械設備工事	7,898,000		7,898,000	3,949,000			3,949,000			県との協議に時間を要し、契約が令和7年12月であったため年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	高串地区マンホールポンプ電気設備工事	8,085,000		8,085,000	4,042,500			4,042,500			県との協議に時間を要し、契約が令和7年12月であったため年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	小友浄水センター流量調整槽No.1水中攪拌ポンプ取替工事	638,000		638,000				638,000			令和8年1月に水中攪拌ポンプが故障したが、製作に日数を要するため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	馬渡島漁業集落排水施設長寿化事業	11,804,000		11,804,000	5,902,000	5,900,000		2,000			県の補助金交付決定が令和8年3月であったことで、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	小川島漁業集落排水施設長寿化事業	28,046,000		28,046,000	12,973,000	15,000,000		73,000			県の補助金交付決定が令和8年3月であったことで、年度内の事業完了が困難となったもの

報告第14号

令和7年度唐津市モーターボート競走事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、同項の規定により報告する。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和7年度 唐津市モーターポート競走事業会計継続費線越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額		支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額を要する棚卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額				計	建設改良積立金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	3	モーターポート競走事業費用 特別損失(競技部棟改築事業(解体))	221,000,000	90,000,000	90,000,000	85,801,100	4,198,900	4,198,900	4,198,900	4,198,900	
1	1	資本的支出(建設改良費)	6,219,500,000	1,785,200,000	2,704,111,000	2,678,275,100	25,835,900	25,835,900	25,835,900	25,835,900	
1	1	資本的支出(建設改良費)	374,000,000	163,000,000	163,000,000		163,000,000	163,000,000	163,000,000	163,000,000	

報告第15号

令和7年度唐津市モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告
について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により次の
とおり予算繰越しをしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月5日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和7年度 唐津市モーターボート競走事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	明
						建設改良積立金	過年度損益勘定留保資金			
1	1	建設改良費	円	円	円	円	円	円	円	令和7年7月に開催決定した令和8年度SGボートレースファンックまでに完成させるため、12月補正で予算措置したものを繰り越すもの
		屋外観覧施設等整備工事	65,879,000		65,879,000	65,879,000				
1	1	建設改良費	47,520,000		47,520,000	47,520,000				令和7年7月に開催決定した令和8年度SGボートレースファンックまでに完成させるため、12月補正で予算措置したものを繰り越すもの
		選手横断幕架台工事	47,520,000		47,520,000	47,520,000				
1	1	建設改良費	53,955,000		53,955,000	53,955,000				令和7年7月に開催決定した令和8年度SGボートレースファンックまでに完成させるため、12月補正で予算措置したものを繰り越すもの
		発払所増築工事	53,955,000		53,955,000	53,955,000				

(2) 前号以外に唐津市と 5 の損害賠償及び和解の相手方の間には何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

(2) 前号以外に唐津市と 5 の損害賠償及び和解の相手方の間には何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

